

第 1 5 9 号議案

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

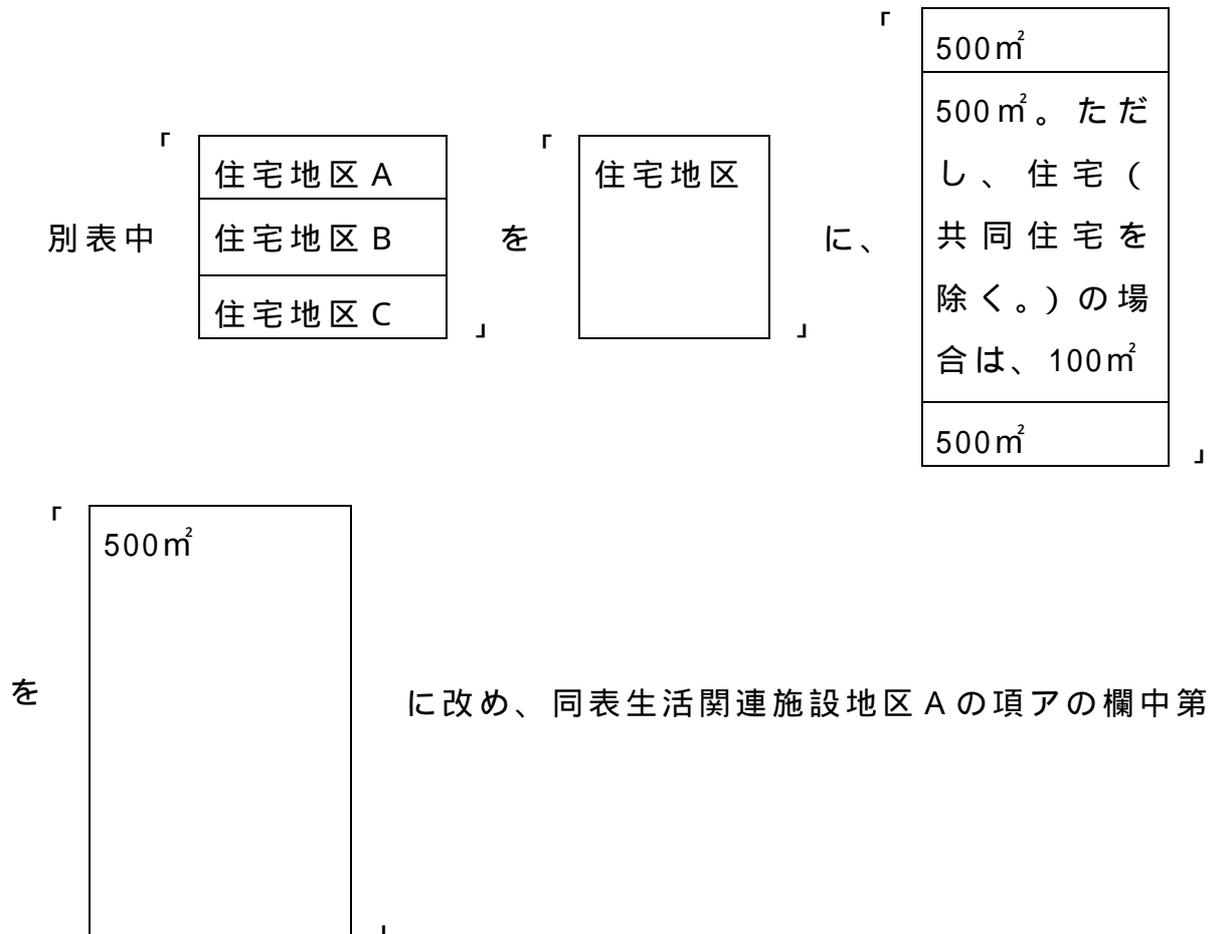
平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年足立区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 2 3 年足立区告示第 3 6 2 号」を「平成 2 7 年足立区告示第 2 9 9 号」に改める。



7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 畜舎（施行令第130条の7に定める規模のものに限る。）

別表生活関連施設地区Bの項アの欄中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 畜舎（施行令第130条の7に定める規模のものに限る。）

別表生活関連施設地区Cの項アの欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 畜舎（施行令第130条の7に定める規模のものに限る。）

別表に次のように加える。

生活関連 施設地区 D	1 大学、高等専門学校、 専修学校その他これらに 類するもの 2 神社、寺院、教会その 他これらに類するもの 3 公衆浴場	15/10	4/10	500㎡。た だし、住宅 （共同住宅 を除く。） の場合は、 100㎡
複合地区	1 神社、寺院、教会その 他これらに類するもの 2 公衆浴場			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の内容の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。